



元気アップ教室 開催のお知らせ

～プールコース(平成24年度 第1期)～

膝や腰への負担が少ない水中で、ウォーキングなどの健康づくり運動を実施します。

お気軽にご参加ください。

- と き** 4月17日から6月末までの
毎週火曜日(全10回)
10:00～11:30
- と ころ** 岸本温泉ゆうあいパル
- 対 象** 伯耆町在住で20歳以上の方
(高血圧症・心疾患などの方は、必ず医師にご相談のうえ、お申込みください。)
- 定 員** 15名
- 参加料** 2,000円
※初回教室時に集金します。
(別途、ゆうあいパル利用料として教室1回につき300円必要です。)
- 申込期限** 4月6日(金)
- ※申込み多数の場合は、過去2年間の参加回数が少ない方を優先します。
- 【問い合わせ・申込み先】**
健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

春の全国交通安全運動

ゆずり合う
ゆとりと笑顔
防ぐ事故

4月6日(金)～4月15日(日)

新入学児童などに、基本的な交通ルールとマナーを習慣づけること、高齢者の交通事故の防止を図ることなどを目的に実施します。一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



【問い合わせ先】
企画課 経営企画室 ☎68-4212

児童扶養手当・特別児童扶養手当など 支給額の変更



児童扶養手当などは、物価の変動に応じて支給額が変更されます。
平成24年度の支給額は、全国消費者物価指数の下落にともない、次のとおり改定されます。

(1ヶ月当たり)

手 当		平成24年4月から	平成24年3月まで
児童扶養手当	全額支給	41,430円	41,550円
	一部支給	9,780～41,420円	9,810～41,540円
特別児童扶養手当	1級	50,400円	50,550円
	2級	33,570円	33,670円
特別障害者手当		26,260円	26,340円
障害児福祉手当		14,280円	14,330円
経過的福祉手当		14,280円	14,330円

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

高齢者はり・きゅう・ マッサージ施術費の助成

伯耆町では、高齢者の福祉の向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

- 助成金額** 1回につき1,000円以内
- 助成回数** 年12回(月1回)
- 助成期間** 4月1日～平成25年3月31日
- 助成対象者** 前年(申請が4～6月の場合は前々年)の所得にかかる所得税が非課税で、かつ満75歳以上または後期高齢者医療受給者の方
- 助成方法** 鳥取県保険鍼灸マッサージ師会加入施設で使える助成券を交付



【問い合わせ先】
福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

平成24年度国民年金保険料

平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料が決定しました。

月額 14,980円(定額)

国民年金保険料の納付には、口座振替がおトクです。
口座振替を利用されると、保険料が自動的に引き落とされるため、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくなります。また、口座振替には、月々50円が割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い前納制度があります。

口座振替への変更手続き

次のものを持参のうえ、申請先へお越してください。

- ①納付書または年金手帳
- ②口座振替を希望の通帳
- ③届け出印

【問い合わせ・申請先】

住民課 ☎68-3115
米子年金事務所 ☎34-6111

鳥取県の最低賃金

1時間あたり 646円

鳥取県の最低賃金は、業種や規模、常用、臨時、アルバイト、パートなどの雇用形態にかかわらず、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、特定の産業で働く労働者には、右表の特定最低賃金が適用されます。

【問い合わせ先】

鳥取労働局 ☎0857-29-1705
米子労働基準監督署 ☎34-2231
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

特定(産業別)最低賃金

特定の産業	最低賃金額
電子部品、デバイス、 電子回路、電気機械器具 情報通信機械器具製造業	1時間あたり 735円
各種商品小売業	1時間あたり 695円

※作業内容により、例外があります。
詳しくは、お問い合わせください。